

<令和8年度>

千葉県職員採用選考考査受験案内



受付期間 令和8年5月8日(金)午前9時~6月12日(金)午後5時

考査日 令和8年6月29日(月)

※児童福祉司については、県内の他、仙台市内、名古屋市内でも受験できます。

1. 考査職種、採用予定人員、受験資格

職 種	採用予定 人 員	受 験 資 格	
		年 齢 (令和9年 4月1日現在)	資 格 ・ 免 許 等
<児童福祉司> 児童相談所等に勤務し、ケースワーカー等の業務に従事します。	20名 程度	45歳以下	児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者又は令和9年3月までに同項各号のいずれかに該当する見込みの者
<児童自立支援専門員> 児童自立支援施設等に勤務し、児童の自立支援等の業務に従事します(交替制夜間勤務等の変則的勤務があります。)	9名 程度	45歳以下	児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例第102条第1項各号のいずれかに該当する者又は令和9年3月までに同項各号のいずれかに該当する見込みの者
<精神保健福祉相談員> 保健所(健康福祉センター)・精神保健福祉センター・児童相談所・病院局・教育庁等に勤務し、精神保健福祉、ケースワーカー等の業務に従事します(交替制夜間勤務等の変則的勤務になる場合があります。)	3名 程度	45歳以下	次のア又はイのいずれかの要件を満たす者 ア 精神保健福祉士の資格を取得している者又は令和9年3月までに取得する見込みの者 イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条各号のいずれかに該当する者
<食品衛生監視員> 保健所(健康福祉センター)等に勤務し、食品衛生監視等の業務に従事します。	1名 程度	35歳以下	食品衛生法施行令第9条第1項第1号~第3号のいずれかに該当する者又は令和9年3月までに同項第1号~第3号のいずれかに該当する見込みの者
<獣医師> 保健所や食肉衛生検査所、動物愛護センター、家畜保健衛生所等に勤務し、食品・生活衛生、と畜・食鳥検査、動物愛護管理、家畜保健衛生、畜産業の振興、家畜等に関する試験研究等の業務に従事します。	18名 程度	35歳以下	獣医師の免許を取得している者又は令和9年春季の国家試験で当該免許を取得する見込みの者
<看護師(教員)> 鶴舞看護専門学校、野田看護専門学校等に勤務し、看護教育等の業務に従事します。	9名 程度	61歳以下	看護師の免許を有し、次のア又はイのいずれかに該当する者又は令和9年3月までに該当する見込みの者 ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者 ※保健師助産師看護師法第2条、第3条及び第5条に規定する業務 イ 保健師、助産師又は看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の専門分野の教育内容のうち、一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目)を履修し、合計4単位以上取得して卒業した者又は大学院において教育に関する科目を履修し、合計4単位以上取得した者

<p><地質></p> <p>知事部局本庁、環境研究センター等において、地質環境の保全に関する企画・立案・指導、試験研究等の業務に従事します。</p>	4名程度	35歳以下	大学又は大学院において地学を専攻し卒業（修了）した者又は令和9年3月までに卒業（修了）する見込みの者
<p><職業訓練指導員></p> <p>テクノスクール（旧高等技術専門学校）等に勤務し、各訓練科等の学科及び実技指導の業務に従事します。※アの免許を取得している者にあつては、主に非破壊検査科の業務に従事していただきます。</p>	右記イ・エ各2名程度 右記ク3名程度 その他各1名程度	45歳以下	次のア～クの職業訓練指導員免許のいずれかを取得している者又は令和9年3月までに当該免許を取得する見込みの者 ア 鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、溶接科、塑性加工科、構造物鉄工科、航空機整備科、航空機製造科、建設機械科、建設科又は造船科 イ 自動車整備科 ウ 機械科 エ コンピュータ制御科 オ 造園科 カ 広告美術科又はデザイン科 キ 建築科 ク 事務科又は情報処理科
<p><海技従事者(航海士)></p> <p>県の船舶において、航海士の業務に従事します。</p>	4名程度	61歳以下	5級海技士（航海）以上の免許を取得している者又は令和8年9月までに当該免許を取得する見込みの者
<p><海技従事者(機関士)></p> <p>県の船舶において、機関士の業務に従事します。</p>	2名程度	61歳以下	5級海技士（機関）以上の免許を取得している者又は令和8年9月までに当該免許を取得する見込みの者
<p><海技従事者(通信士)></p> <p>県の船舶において、通信士の業務に従事します。</p>	1名程度	61歳以下	3級海技士（電子通信）以上の免許を取得している者又は令和8年9月までに当該免許を取得する見込みの者
<p><無線従事者></p> <p>漁船等を対象とした無線通信業務等に24時間体制で従事します。</p>	1名程度	35歳以下	第3級総合無線通信士以上の免許を取得している者又は令和9年3月までに当該免許を取得する見込みの者

※受験の申込みは、上記の職種のほか、考査が同日となる千葉県職員採用選考考査（史料編纂・学芸員（美術系）・学芸員（自然系）・生物）のいずれか一つに限ります。また、申込み受理後の職種の変更は認めません。なお、職務経験を受験資格とする千葉県職員採用選考考査（心理・児童福祉司・児童指導員・保育士・獣医師・学芸員（美術系））及び千葉県職員採用選考考査（運転手・畜産技術員・船員）については、令和8年7月5日（日）に実施予定となります。

※次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 地方公務員法第16条に定める欠格条項※に該当する者

※主な欠格条項

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

※食品衛生監視員、獣医師については、日本国籍を有しない者は受験できません。その他の上記考査職種については、日本国籍を有しない者であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

2. 受験手続

①インターネットで「ちば電子申請サービス」にアクセスする。

(https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay)



②「ちば電子申請サービス」の「よくある質問」から利用方法等を確認する。

③「オンライン申請手続き」の「分類で探す」から「職員採用」に進み、「千葉県職員採用選考考査受験申込（令和8年6月実施分）」を選択する。

④申込みフォームに必要事項を入力の上、送信する。

※インターネットを利用できない場合など、受験申込用紙を希望する方は、令和8年6月2日（火）までに総務部人事課人事企画班まで御連絡ください。

※写真や資格免許の写し等のデータが必要となりますので、あらかじめ下記の受験案内ページにて、申込みに必要なデータを確認の上、申し込んでください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/jinji/saiyou/senkoukousar8062901.html>



※受験資格を学歴で証明する場合は、受験資格に該当する分野を専攻した大学等の①卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書と②成績証明書又は成績見込証明書を提出してください。（地質は提出が必須です。）

3. 受付期間

令和8年5月8日（金）午前9時から6月12日（金）午後5時まで ※受信有効

※受付期間を過ぎると、入力途中でも申込みができなくなります。時間に余裕をもって申し込んでください。

4. 考査の日時及び会場

(1) 日時：令和8年6月29日（月）

○受付 午前8時40分～8時50分（予定）

○終了 午後1時～6時頃（予定）（職種・口述考査の順序により異なります。）

※詳細は、令和8年6月下旬にちば電子申請サービスの「申込詳細」ページにアップロードします。資料をアップロードした旨を申込時に入力いただいたメールアドレス宛てに通知しますので、必ずメールを御確認ください。

なお、令和8年6月23日（火）までに通知がない場合は、総務部人事課人事企画班まで御連絡ください。

※申込者多数の場合は、令和8年6月29日（月）に1次考査として作文考査、専門考査及び適性検査（2次考査として評価）を実施し、1次考査合格者について、2次考査として口述考査を令和8年8月上旬頃に実施する予定です（児童福祉司・獣医師を除く。）。

(2) 会場：千葉県教育会館（千葉市中央区中央4-13-10）（予定）

※児童福祉司については、県外会場においても実施します。（複数会場の申込不可）

①≪仙台会場≫仙都会館（仙台市青葉区中央2-2-10）

②≪名古屋会場≫ウイंकあいち（愛知県産業労働センター）（名古屋市中村区名駅4-4-38）
（時間について（1）と異なる場合があります。詳細は令和8年6月下旬の通知によりお知らせします。）

5. 考査の方法

職 種	作文考査	専門考査	人物考査	
			口述考査	適性検査
児童福祉司 児童自立支援専門員 精神保健福祉相談員 食品衛生監視員 地質 職業訓練指導員		記述式 (90分)	人物、性向等についての個別面接による考査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査(質問紙法及び作業検査法)
看護師(教員) 海技従事者(航海士・機関士・通信士) 無線従事者	記述式 (60分)			
獣医師				

<作文考査の内容>

- 記述式：課題に対する理解力・判断力・文章による表現力・文章構成力その他の能力についての筆記考査

<専門考査の内容>

- 記述式：採用職種に関する専門的知識・技能・能力についての筆記考査

※児童福祉司、児童自立支援専門員、精神保健福祉相談員、食品衛生監視員、獣医師、地質及び職業訓練指導員は大学卒業程度、看護師(教員)は短大卒業程度、海技従事者(航海士)、海技従事者(機関士)、海技従事者(通信士)及び無線従事者は高校卒業程度の考査です。

6. 考査の配点

職 種	作文考査	専門考査	人物考査
児童福祉司 児童自立支援専門員 精神保健福祉相談員 食品衛生監視員 地質 職業訓練指導員		100点	400点
看護師(教員) 海技従事者(航海士・機関士・通信士) 無線従事者	100点		
獣医師			

※各考査方法には一定の基準があり、基準に達しない考査方法が一つでもある場合、不合格となります(従って、総合得点及び順位が上位であっても、不合格となります。)

※考査方法のうち、棄権したものが一つでもある場合には、他の考査方法についても採点を行いません。

7. 合否の発表

考査及び書類審査の結果に基づき合否を決定し、令和8年7月下旬(予定)に総務部人事課ホームページでお知らせするとともに、書面により受験者全員に通知します。なお、申込者多数により2次考査(令和8年8月上旬頃実施予定)として口述考査を実施した場合は、令和8年8月下旬頃(予定)となります。※予定の時期から前後することがあります。

8. 採 用

採用は令和9年4月1日（海技従事者は令和8年10月1日）の予定です。

※資格・免許等取得者については、直ちに採用される場合があります。

※合格後、希望業務や希望勤務機関等について何うための面談（意向確認）を実施します。
詳細は合格発表以降にお知らせします。

※令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、こどもに接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

※児童福祉司、児童自立支援専門員及び獣医師にあつては、技術系職員向け奨学金返還支援事業の対象となります。詳細は、以下の県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/press/2025/shougakukinshien.html>



9. 給 与

(1) 初任給（地域手当等を含む、令和8年4月1日現在）

職 種	月 額
児童福祉司	約 273,800 円（行政職給料表適用（大学卒）の場合）
児童自立支援専門員	約 301,300 円（福祉職給料表適用（大学卒、夜勤を伴う業務に従事）の場合）
精神保健福祉相談員	約 259,400 円（行政職給料表適用（大学卒）の場合）
食品衛生監視員	約 259,400 円（行政職給料表適用（大学卒）の場合）
獣医師	約 324,900 円（医療職給料表(二)適用（大学（6年制）卒）、給料の調整額及び初任給調整手当(※)を含む場合） ※支給要件に応じて月額 30,000 円の範囲内で 15 年以内の期間、初任給調整手当が支給されます。
看護師（教員）	約 314,300 円（医療職給料表（三）適用（短大（3年制）卒、看護師として5年間業務に従事）の場合）
地質	約 259,400 円（行政職給料表適用（大学卒）の場合）
職業訓練指導員	約 273,800 円（行政職給料表適用（大学卒）の場合）
海技従事者（航海士・機関士・通信士）	約 268,800 円（海事職給料表適用（高校卒）の場合）
無線従事者	約 225,700 円（行政職給料表適用（高校卒）の場合）

※上位の学歴又は一定の職歴等を有する者には、上記金額にその経歴に応じて所定の金額が加算されます。なお、配属先等によっては、給与額に変動がある場合があります。

※給料月額は、60歳に達した日後最初の4月1日以後、7割水準となります。

(2) その他の手当等

通勤手当、住居手当（最大 28,000 円）、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

10. 勤務時間・休暇等

(1) 勤務時間

- ・原則として、1週につき38時間45分、1日7時間45分（午前8時30分～午後5時15分、土曜日及び日曜日は休み）となります。
- ・時差出勤制度、フレックスタイム制を利用可能です。ただし、公務運営に支障が生じる場合には、利用が制限されることがあります。
- ・交替制等勤務の場合は、上記と異なる場合があります。
- ・海技従事者（航海士）、海技従事者（機関士）、海技従事者（通信士）及び無線従事者については、長期の航海時や無線通信業務時などは変則勤務となり、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇等

年次休暇（年間20日）、特別休暇（結婚、忌引、夏季休暇等）、看護休暇、育児休業等

【ワーク・ライフ・バランスに関する主な制度】

県では、職員が仕事と家庭を両立できるよう、職場環境の整備に取り組んでいます。

（柔軟な働き方に関する制度）

時差出勤制度	午前7時30分、午前8時、午前8時15分、午前9時及び午前9時30分からの勤務を選択できます。
フレックスタイム制	原則4週間の単位期間の中で、1週間当たりの平均勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間を柔軟に割り振ることができます。 ※1週間に1日を限度として、土曜日や日曜日の他に、週休日を追加で設定し、週休3日とすることもできます（他の日に勤務時間を割り振ることになるため、総労働時間は変わりません。）。

（子育てに関する支援制度）

産前産後休暇	産前8週間から産後8週間までの期間、取得できます。
配偶者の育児参加	産前8週間から子が1歳になるまでの期間中、7日取得できます。
子育て休暇	1年度中に7日（子が2人以上の場合は10日）取得できます。
育児休暇	生後1年6月まで…1日2回、1日を通じて120分取得できます。 生後3年まで…1日2回、1日を通じて60分取得できます。
育児休業	子が3歳になるまでの間、休業できます。
育児短時間勤務	子が小学校に入学するまでの間、勤務時間を短縮できます。
部分休業・ 子育て部分休暇	子が小学校3年生までの間、①1日につき2時間以内又は②1年につき10日相当の範囲内で取得できます（年度ごとに①又は②を選択）。

（看護に関する支援制度）

短期看護休暇	父母等が2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、1年度中に5日（対象2人以上の場合は10日）取得できます。
看護休暇	父母等が2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、その看護のために必要とする期間（通算3年を超えない範囲内）、取得できます。

(3) その他

- ・メンター制度を導入しており、同じ職場の職位が近い先輩職員（メンター）が相談相手となり、新規採用職員（メンティ）は県庁生活に関する助言や支援を受けることができます。
- ・受動喫煙防止対策として、勤務場所は、原則敷地内禁煙（一部施設においては、屋外に喫煙場所設置）としています。

1 1. 考査成績の情報提供

(1) 窓口での考査成績の閲覧

この選考考査については、下表のとおり、自己の成績を閲覧することができます。

なお、電話や郵便等（（2）の場合を除く。）による情報提供には応じませんので、閲覧するときは、本人と確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等、顔写真付きのもの）を持参の上、受験者本人が直接お越しください。

閲覧内容	閲覧期間	閲覧場所・時間
・考査方法別得点 ・得点基準に達しなかった考査方法	合格発表日から 1か月間	千葉市中央区市場町1-1（本庁舎7階） 総務部人事課人事企画班 午前9時～午後5時（土日祝除く）

※2次考査を実施する場合、1次考査の合格者については閲覧期間が異なります。

2次考査を実施する場合には、閲覧期間を別途通知します。

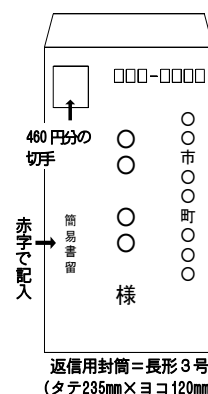
(2) 郵送による成績通知

郵送でも考査成績の情報を提供します。住所・氏名を記載した封筒（長形3号）を用意し、460円分（簡易書留相当分を含む。）の切手を貼り付けて（右図参照）、考査日に持参してください。

提供する内容は（1）と同じです。

〔注〕1 考査日後は受け付けませんので、封筒を忘れた場合は（1）による閲覧を行ってください。

2 通知する時期は、合格発表日以降の予定です。



1 2. 個人情報の取扱い

本考査の実施に際して収集した個人情報については、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

1 3. 問い合わせ先

受験手続、その他この考査についての問い合わせは、下記にお願いします。

職 種	問 い 合 わ せ 先	
	部課名	直通電話
	メールアドレス	
児童福祉司、児童自立支援専門員、精神保健福祉相談員、食品衛生監視員、獣医師、看護師（教員）	健康福祉部健康福祉政策課人事班	043(223)2605
	kfj@mz.pref.chiba.lg.jp	
地質	環境生活部環境政策課人事班	043(223)4136
	kansei02@mz.pref.chiba.lg.jp	
職業訓練指導員	商工労働部経済政策課人事班	043(223)2705
	keisei-jinji@mz.pref.chiba.lg.jp	
海技従事者（航海士・機関士・通信士）、無線従事者	農林水産部農林水産政策課人事班	043(223)2899
	nousui3@mz.pref.chiba.lg.jp	
総合的な問い合わせ	総務部人事課人事企画班	043(223)3583
	jinji003@mz.pref.chiba.lg.jp	

※考査当日における車椅子での来場、補聴器等の使用、手話通訳の利用など、受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申込時に申し出てください。

※考査会場に、この考査についての問合せはしないでください。

※災害等で考査が延期又は実施できない場合など、緊急のお知らせはホームページに掲載するほか、申し込みをされた方には、個別に連絡を行う予定です。

総務部人事課ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/index.html>

